

【一般登録型】

手数料表

| サービスの種類及び内容   | 手数料の額及び負担者  |
|---|---|
| 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス<br><b>【職業紹介サービス】</b>   | <p>■着手金                    最大 <u>10,000,000 円</u>                    着手金負担者は <u>求人者</u> とします。</p> <p>■成功報酬<br/>           (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)<br/>           当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の最大 <u>300%</u><br/>           手数料負担者は <u>求人者</u> とします。</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)<br/>           当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の最大 <u>300%</u><br/>           手数料負担者は <u>求人者</u> とします。</p> <p>■前受金<br/>           各取引先との個別契約に基づいた報酬の最大 <u>100%</u><br/>           手数料負担者は <u>求人者</u> とします。</p> |
| 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス<br><b>【職業紹介の付加サービス】</b><br>* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合 | <p>■着手金                    最大 <u>10,000,000 円</u>                    着手金負担者は <u>求人者</u> とします。</p> <p>■成功報酬<br/>           当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の最大 <u>300%</u><br/>           手数料負担者は <u>求人者</u> とします。</p> <p>■前受金<br/>           各取引先との個別契約に基づいた報酬の最大 <u>100%</u><br/>           手数料負担者は <u>求人者</u> とします。</p>  |

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返金制度に関して

当社は、紹介により就職した求職者の方が早期に退職した場合に手数料を返戻する制度を設けております。原則は以下のとおりですが、求人者にお示しする申込書の内容により、別の定めをする場合があります。詳細は求人者にお示しする申込書でご確認ください。

- ① 新卒求人の場合：返金なし
- ② 1 ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の50%返金
- ③ 1 ヶ月を超えて3 ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の30%返金

【サーチ／スカウト型】

手数料表

| サービスの種類及び内容                              | 手数料の額及び負担者   |
|--|--|
| <p>特定の条件による特別の求職者の開拓<br/>やそのための調査・探索</p> | <p>■着手金                    最大 <u>10,000,000</u> 円                    着手金負担者は <u>求人者</u> とします。</p> <p>■成功報酬<br/>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)<br/>当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の最大 <u>300%</u><br/>手数料負担者は <u>求人者</u> とします。</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)<br/>当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の最大 <u>300%</u><br/>手数料負担者は <u>求人者</u> とします。</p> <p>■前受金<br/>各取引先との個別契約に基づいた報酬の最大 <u>100%</u><br/>手数料負担者は <u>求人者</u> とします。</p> |

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度に関して

当社は、紹介により就職した求職者の方が早期に退職した場合に手数料を返戻する制度を設けております。原則は以下のとおりですが、求人者にお示しする申込書の内容により、別の定めをする場合があります。詳細は求人者にお示しする申込書でご確認ください。

- ①新卒求人の場合：返金なし
- ②1 ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の50%返金
- ③1 ヶ月を超えて3 ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の30%返金

【再就職支援型】

手数料表

| サービスの種類及び内容                                     | 手数料の額及び負担者   |
|---|--|
| <p>就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言</p>              | <p>■成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の最大 <u>300%</u></p> <p>手数料負担者は <u>関係雇用主</u> とします。</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の最大 <u>300%</u></p> <p>手数料負担者は <u>関係雇用主</u> とします。</p>  |
| <p>求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス</p> <p>【職業紹介サービス】</p> | <p>■着手金                      最大 <u>10,000,000円</u>                      着手金負担者は <u>求人者</u> とします。</p> <p>■成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の最大 <u>300%</u></p> <p>手数料負担者は <u>求人者</u> とします。</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の最大 <u>300%</u></p> <p>手数料負担者は <u>求人者</u> とします。</p> <p>■前受金</p> <p>各取引先との個別契約に基づいた報酬の最大 <u>100%</u></p> <p>手数料負担者は <u>求人者</u> とします。</p> |

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度に関して

当社は、紹介により就職した求職者の方が早期に退職した場合に手数料を返戻する制度を設けております。原則は以下のとおりですが、求人者にお示しする申込書の内容により、別の定めをする場合があります。詳細は求人者にお示しする申込書でご確認ください。

- ①新卒求人の場合：返金なし
- ②1ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の50%返金
- ③1ヶ月を超えて3ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の30%返金

## 別紙

様式第3号の内容について、管理部長や新規事業部長等の求人に対し、役員や顧問等の経歴を持つ市場価値の高いエグゼクティブ人材を紹介する場合があるため、最大の300%として設定する。